

青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱

昭和53年4月1日
実施

改正	昭和54年4月1日	昭和55年4月1日
	昭和56年4月1日	昭和57年4月1日
	昭和58年4月1日	昭和59年4月1日
	昭和60年4月1日	昭和61年4月1日
	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	平成元年4月1日	平成2年4月1日
	平成3年4月1日	平成4年4月1日
	平成5年4月1日	平成6年4月1日
	平成7年4月1日	平成8年4月1日
	平成9年4月1日	平成10年4月1日
	平成11年4月1日	平成12年6月1日
	平成15年4月1日	平成17年5月1日
	平成18年4月1日	平成18年7月1日
	平成19年5月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成21年5月1日
	平成22年4月1日	平成22年6月1日
	平成23年6月21日	平成24年4月1日
	平成24年6月1日	平成24年7月9日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成27年6月1日
	平成29年2月1日	平成29年7月1日
	平成30年4月1日	平成30年9月10日
	令和元年9月1日	令和元年10月8日

1 目的

この要綱は、園児（特定子ども・子育て支援施設等のうち国および地方公共団体以外の者が設置する幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）または特定教育・保育施設のうち国および地方公共団体以外の者が設置する施設に在籍する小学校就学前子どもおよび幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児をいう。）の保護者に対して補助金を交付することにより保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）において使用する用語の例による。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園をいう。
- (2) 幼稚園類似の幼児施設 別表の基準に該当すると青梅市長（以下「市長」という。）が認める施設をいう。
- (3) 幼児 満3歳児、3歳児、4歳児および5歳児（年齢計算は各年度の4月1日現在の満年齢による。ただし、満3歳児については、4月1日以降満3歳に達した幼児とする。）ならびに就学猶予等の園児で、市の区域内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者（ただし、公的機関が発行する居住を証明する証書等の確認をもって足りるものとする。）をいう。
- (4) 特定負担額 青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）第13条第3項に規定する額をいう。
- (5) 保護者 園児と同一世帯に属し、私立幼稚園または私立の特定教育・保育施設および幼稚園類似の幼児施設（以下「私立幼稚園等」という。）に入園料および保育料等を納入する義務を負っている者をいう。

3 補助金の名称および対象者

補助金の名称および交付の対象者は、次のとおりとする。

(1) 私立幼稚園等園児保護者補助金 園児の保護者

(2) 私立幼稚園等入園料補助金 園児の保護者

4 補助金の額

(1) 前項第1号に掲げる補助金の額は、保護者が保育料または特定負担額を納付した月数に東京都における私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日58総額一第138号。以下「都交付要綱」という。）第6に定める補助月額を乗じて得た額（以下「基本額」という。）とする。ただし、次に掲げる世帯に属する園児については、当該掲げる補助月額に保育料および園則上に定めるその他の納付金（以下「保育料等」という。）または特定負担額を納付した月数を乗じて得た額を基本額に合算した額とする。この場合において、当該合算した額が、保護者が負担した入園料および保育料等または特定負担額の額を上回る場合は、その上回った額を当該合算した額から控除した額とする。

ア 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯および生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯 1人月額 5,200円

イ 当該年度に納付すべき市民税所得割課税の額（世帯構成員中2人以上の所得がある場合については、所得割課税の合計額とする。以下ウおよびエにおいて同じ。）が、211,200円以下となる世帯 1人月額 4,400円

ウ 当該年度に納付すべき市民税所得割課税の額が、211,200円を超え256,300円以下となる世帯 1人月額 4,200円

エ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額が、256,300円を超える世帯 1人月額 3,900円

(2) 前号に定める基本額については、認可施設ならびに都知事が認定した類似の幼児施設以外の施設への入園児および就学猶予等の幼児は、対象としないものとする。

(3) 第1号の都交付要綱第6に定める補助月額については、幼児が都知事が認定した類似の幼児施設に在籍する場合は、6,500円を加算した額を補助月額とするものとする。

(4) 前項第2号に掲げる補助金の額は、入園したときに市の住民基本台帳等に記載があった幼児1人につき就学前までの1回に限り10,000円とする。ただし、入園料が補助金額を下回る場合は、入園料の額を限度とする。

(5) 前項第1号に規定する補助金について、婚姻によらないひとり親で児童扶養手当を受給しているときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項に規定する寡婦（寡夫）とみなして、寡婦（寡夫）控除等を適用し算定した当該年度に納付すべき市民税所得割課税の額を基に算定するものとする。

(6) 第1号および前号に規定する当該年度に納付すべき市民税所得割課税の額について、当該年度の個人住民税が指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）において指定される都市をいう。以下同じ。）で課税されている者については、当該指定都市において平成30年1月1日の改正前に適用していた標準税率（以下「旧税率」という。）により算出した所得割課税の額および税額控除額を用いて階層区分を判定するものとする。ただし、旧税率による所得割課税の額が確認できない場合は、平成30年1月1日以降に適用する標準税率により算出された所得割課税の額に8分の6を乗じた額をもって階層区分を判定することができるものとする。

5 補助金の交付申請

(1) 補助金の交付を受けようとする保護者は、毎会計年度、市長が別に定める交付申請書により申請しなければならない。

(2) 前号の申請書に市民税の課税（非課税）証明書または市民税納税通知書（写し）を添付するものとする。ただし、法に規定する保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。

(3) 前号に規定する添付書類については、市における公簿等により確認することに同意する場合は、省略することができる。

6 施設による代理受領

私立幼稚園、私立の特定教育・保育施設および都知事が認定した類似の幼児施設は、保護者の同意があつた場合に限り、第3項第1号の補助金の一部を代理受領することができる。この場合にお

いて、当該施設は代理受領した金額を当該保護者に対して通知するものとする。

7 月数の計算

補助の対象となる月数の計算は、入園した日の属する月から起算するものとする。ただし、他の区市町村において、この補助金と同種の補助金の交付を受けることとなる期間は、除外するものとする。

8 補助金の交付決定通知

市長は、第5項第1号に規定する交付申請書の提出を受けたときは、補助金交付の適否を決定し、私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金の交付について（様式第1号）により保護者に通知するものとする。

9 入園料および保育料等または利用者負担額の納入証明

市長は、補助金の交付に際し、私立幼稚園等の施設長に対しては、入園料および保育料等納入済証明書（様式第2号）、特定教育・保育施設の施設長に対しては、入園料および特定負担額納入済証明書（様式第3号）の提出を求め、保護者が入園料および保育料等を納入していることを確認しなければならない。

10 補助金の返還

市長は、届出、調査または報告にもとづき補助金の額に変更があった場合で、変更後の補助金の額が変更前のすでに交付した補助金の額より少ないときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

11 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

12 実施の時期等

(1) 実施期日等

- ア この要綱は、昭和53年4月1日から実施し、平成33年4月1日にその効力を失うものとする。
- イ この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

(2) 青梅市私立幼稚園園児の保護者に対する補助金交付要綱等の廃止

次に掲げる要綱は、廃止する。

- ア 青梅市私立幼稚園園児の保護者に対する補助金交付要綱（昭和46年4月1日実施）
- イ 青梅市幼稚園類似の幼児施設在園幼児の保護者に対する補助金交付要綱（昭和48年4月1日実施）

(3) 青梅市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和52年4月1日実施）は、平成20年4月1日をもって廃止する。

13 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、昭和54年4月1日から適用する。
- (2) この要綱の一部改正は、昭和55年4月1日から適用する。
- (3) この要綱の一部改正は、昭和56年4月1日から適用する。
- (4) この要綱の一部改正は、昭和57年4月1日から適用する。
- (5) この要綱の一部改正は、昭和58年4月1日から適用する。
- (6) この要綱の一部改正は、昭和59年4月1日から適用する。
- (7) この要綱の一部改正は、昭和60年4月1日から適用する。
- (8) この要綱の一部改正は、昭和61年4月1日から適用する。
- (9) この要綱の一部改正は、昭和62年4月1日から適用する。
- (10) この要綱の一部改正は、昭和63年4月1日から適用する。
- (11) この要綱の一部改正は、平成元年4月1日から適用する。
- (12) この要綱の一部改正は、平成2年4月1日から適用する。
- (13) この要綱の一部改正は、平成3年4月1日から適用する。
- (14) この要綱の一部改正は、平成4年4月1日から適用する。
- (15) この要綱の一部改正は、平成5年4月1日から適用する。
- (16) この要綱の一部改正は、平成6年4月1日から適用する。
- (17) この要綱の一部改正は、平成7年4月1日から適用する。

- (18) この要綱の一部改正は、平成8年4月1日から適用する。
- (19) この要綱の一部改正は、平成9年4月1日から適用する。
- (20) この要綱の一部改正は、平成10年4月1日から適用する。
- (21) この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から適用する。
- (22) この要綱の一部改正は、平成12年6月1日から実施し、平成12年4月1日から適用する。
- (23) この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から実施する。
- (24) この要綱の一部改正は、平成17年5月1日から実施し、平成17年4月1日から適用する。
- (25) この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から実施する。
- (26) この要綱の一部改正は、平成18年7月1日から実施し、平成18年4月1日から適用する。
- (27) この要綱の一部改正は、平成19年5月1日から実施し、平成19年4月1日から適用する。
- (28) この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から実施する。
- (29) この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。
- (30) この要綱の一部改正は、平成21年5月1日から実施する。
- (31) この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。
- (32) この要綱の一部改正は、平成22年6月1日から実施し、平成22年4月1日から適用する。
- (33) この要綱の一部改正は、平成23年6月21日から実施し、平成23年4月1日から適用する。
- (34) この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。
- (35) この要綱の一部改正は、平成24年6月1日から実施し、同年24年4月1日から適用する。
- (36) この要綱の一部改正は、平成24年7月9日から実施する。
- (37) この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。
- (38) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (39) この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。
- (40) この要綱の一部改正は、平成27年6月1日から実施し、平成27年4月1日から適用する。
- (41) この要綱の一部改正は、平成29年2月1日から実施し、平成28年11月1日から適用する。
- (42) この要綱の一部改正は、平成29年7月1日から実施する。
- (43) この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。
- (44) この要綱の一部改正は、平成30年9月10日から実施し、同年4月1日から適用する。
- (45) この要綱の一部改正は、令和元年9月1日から実施し、平成31年4月1日から適用する。
- (46) この要綱の一部改正は、令和元年10月8日から実施し、同年10月1日から適用する。ただし、同年9月30日以前の就園奨励費補助金の返還等の手続については、なお従前の例による。

別表

幼稚園類似の幼児施設の基準

- 1 施設の設置目的
幼稚園教育を行うことを目的として設置された施設であること。
- 2 公開性の原則
入園児について、企業内雇者または公社・公団等の団地住民の子弟のみを対象とするなど、一部特定の幼児に制限することのない施設であること。
- 3 教育内容
幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に規定する健康、人間関係、環境、言葉および表現の5領域を教育の内容としている施設であること。
- 4 入園資格
満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
- 5 1学級の幼児数
1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。
- 6 学級の編成
学級は、学年の初めの日の前日において、同年齢にある幼児で編成することを原則とする。
- 7 教員
施設の長のほか各学級ごとに少なくとも教員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条および第3条に定める幼稚園の教育職員の免許を有する者）1人を置かなければならない。
- 8 教育週数

毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回らないものであることを原則とする。

9 教育時間

教育時間は、1日4時間を標準とするものであること。

10 施設および設備等

(1) 施設および設備に関し、次に掲げるものを備えている施設である。

ア 保育室

イ 便所

ウ 保健設備、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

(2) 保育室の数は、学級数を下回らないことを原則とする。

11 園 則

少なくとも、次の事項を記載した園則を設けている施設であること。

(1) 修業年限、学年、学期および教育を行わない日に関する事項

(2) 教育課程および教育週数に関する事項

(3) 収容定員および職員組織に関する事項

(4) 入園、退園、転園、休園および卒園に関する事項

(5) 入園料、授業料その他の費用徴収に関する事項

様式（省略）